

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第28回 憲法改正

1. 憲法改正の意義

- ・ 憲法改正とは、憲法に定められた改正手続に従い、憲法典中の前文または本文の個別条項を修正・削除・追加し、または条項を新設し増補することによって、憲法を形式的に改変することをいう。
- ・ 形式的な改正手続をとらずに、現実社会において、憲法規範の本来の意味を変更するような現実が生起し、それが一定の段階に達したとき、憲法改正と同様の法的効果が生ずると解することができるか否かについては、争いがある。

2. 憲法改正権の限界

- ・ 日本国憲法 96 条は、憲法改正手続を次のように定める。(1) 国会が、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議する。(2) 国民投票によって、過半数の賛成で、承認される。(3) 天皇が、国民の名で、公布する。
- ・ 憲法改正権に法的な限界があるか否かについては、議論が分かれている。改正手続によればどのような改正もできるという改正無限界説もあるが、改正手続によっても一定の事項については改正できないとする改正限界説が通説である。

Quiz

Q28 日本国憲法に規定する憲法改正に関する A～D の記述のうち、通説に照らして、妥当なものを選んだ組合せはどれか。

- A. 憲法改正手続を一般の法改正よりも厳格にすることで憲法保障を高めようとする憲法を硬性憲法といい、日本国憲法はこれに属する。
- B. 憲法改正の発議が成立するためには、各議院においてそれぞれ総議員の三分の二以上の賛成を必要とするため、審議の定足数については、憲法上は三分の二以上である。
- C. 憲法改正の発議に対する国民の承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、有権者総数の過半数の賛成を必要とする。
- D. 憲法に規定する憲法改正の国民投票制は、国民の憲法制定権力を具体化したもので、これを廃止することは、国民主権の原理をゆるがすため認められない。

1. A・B 2. A・C 3. A・D 4. B・C 5. B・D

(平成 19 年度特別区職員 I 類採用試験)

— * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * —

Quiz の答え

Q1-1:4, Q1-2 A:5, B:7, C:3, D:6, Q2-1:2, Q2-2:4, Q3:4, Q4-1:2, Q4-2:1, Q5-1:3, Q5-2:5, Q6:5, Q7:5, Q8:1, Q9-1:4, Q9-2:2, Q9-3:4, Q10:1, Q11:3, Q12:2, Q13:解答略, Q14:2, Q15-1:4, Q15-2:4, Q16:5, Q17-1:4, Q17-2:5, Q18:4, Q19-1:5, Q19-2:3, Q20-1:3, Q20-2:5, Q21:3, Q22:5, Q23 ア:1,イ:1,ウ:2,エ:1, Q24:7, Q28:3

この講義をしっかりと聞いたうえで、関連する論点を少し補いつつきちんと復習をすれば、各種の国家試験等に確実に解答できるということが実感できるはずである。こういった短答式の試験は、この講義の期末試験では出題しませんが、講義の復習のためにも取り組んでみてほしい。